

民間施設を活用した鎌倉市一般廃棄物の処理体制の構築に係る サウンディング調査（対話）実施要領

1 サウンディング調査（対話）の目的

鎌倉市では、現在、唯一の焼却施設である名越クリーンセンターにより一般廃棄物の処理を行っているものですが、当該施設は令和 7 年（2025 年）3 月末をもって焼却を停止する予定となっています。

このため、市では今後の廃棄物処理を検討し、平成 31 年（2019 年）3 月 26 日に、新焼却施設は建設せず、徹底した資源化を進めることによって燃やすごみを削減する「将来のごみ処理体制における方針」を示しました。

名越クリーンセンター稼働停止後の燃やすごみの処理については、隣接する逗子市の焼却施設で処理する計画で、現在逗子市と調整を進めていますが、本市が資源化を進める過程で発生する、逗子市の焼却施設の処理能力を超える一般廃棄物の処理については、民間施設を活用するなどして処理する考えです。

また、近年生じている災害（風水害）は従来の被害を上回っており、災害によって生じる廃棄物の対応についても、平時から対策を講じる必要があると考えております。

このような背景から、本市における安定した廃棄物の処理体制の構築に向けて、民間事業者の知見やノウハウ、意向等を把握することを目的とし、本サウンディング調査を実施するものです。

2 サウンディング調査（対話）概要

(1) 名称

民間施設を活用した鎌倉市一般廃棄物の処理体制の構築に係るサウンディング調査

(2) 主な対話のテーマ

処理体制の構築における様々なアイデア

なお、処理体制として、市が検討している体制及び市が求めているアイデアの例は次のとおりです。

＜ 市で検討している体制 ＞

- ・ 名越クリーンセンターが稼働している期間において、故障・定期修繕などが必要となった際の可燃ごみの処理における民間事業者との連携体制
- ・ 広域処理を実施した場合において、処理施設の能力を超過する一般廃棄物が生じた場合の処理における民間事業者との連携体制
- ・ 広域処理の施設が活用できなくなった場合において、一般廃棄物の処理に関する民間事業者との連携体制
- ・ 複数の処理施設を活用することによってリスクを分散する処理体制
- ・ 通常起こり得る中小規模の災害（台風や集中豪雨など）が生じた際の一般廃棄物の処理における民間事業者との連携体制

など

< アイディアの例 >

- ・ 長期にわたる廃棄物処理にかかる協定の提案
- ・ 災害廃棄物の処理単価・条件を事前に取り決める協定（又は契約）の提案
- ・ 平時における民間焼却施設を活用する意向について
- ・ 焼却処理に代わる資源化処理施設を活用する提案
- ・ 積替・保管の許可を活用した処理フローの提案
- ・ 現状の処理より環境に優しい処理（CO2 排出量が低減できるなど）の提案
- ・ 中継施設としての民間施設の活用について

など

(3) 方法

アイディア及びノウハウの保護のため、対話は個別に実施します。

(4) 開催日時・場所

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日（水）以降

※ 上記期間のうち、1 時間程度を想定しています。

詳細な日時は、個別に調整させていただきます。

(5) 参加申し込み方法

参加を希望する場合は、別紙「参加申込書（エントリーシート）」に必要事項を記入の上、電子メールにより下記までお申し込みください。

E-mail : gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

（申込期限）令和 2 年（2020 年）2 月 25 日（火）から同年 3 月 31 日（水）まで

3 参加対象者

(1) 参加対象条件

参加できるものは、次のいずれかに該当するものとします。

ア 事業の実施主体となりうる、もしくは実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む。）

イ 事業体制の構築をコンサルティングできるもの

(2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 6 日鎌倉市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

4 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募や事業者選定などにおける評価や選定に影響を与えるものではありません。

(2) 費用負担

書類の作成・提出・対話等、サウンディングへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

本サウンディングの実施結果については、概要を市のホームページで公表します。

公表にあたっては、事業者のノウハウ保護等を考慮し、参加者名は公表せず、内容についても事前に参加者に確認します。

5 問い合わせ先

鎌倉市環境部ごみ減量対策課

鎌倉市御成町 18 番 10 号 Tel : 0467-61-3396（直通）

E-mail : gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

担当 : 中村